平成２２年（フ）第１４９号
石川県石川郡野々市町字三日市町408番地
債務者　土居磨知子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第８５７号
愛知県小牧市外堀１丁目31番地　プレジール松山103号古林卓雄方、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町字中山1312番地82
債務者　柴田　純江
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２号
富山市藤木1985番地１
債務者　藤井　伸吾
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
岐阜県関市倉知3256番地７
債務者　センチュリートラストこと　石原　早生
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４６８号
北海道江別市東野幌本町35番地の１　サーム野幌弐番館405号室
債務者　日下部　麗
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５０号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目４番16号関ハイツ302号
債務者　千葉美智子（旧姓荻山）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７７号
北海道江別市あけぼの町39番地の26
債務者　佐藤　直文
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８３号
北海道北広島市稲穂町西７丁目２番地３　ｍａｉｓｏｎ楓203号
債務者　小林　友和
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５７号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目１番22号　ルセ・フェリセＡ―２号
債務者　安原　有希（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７９号
札幌市南区川沿12条１丁目１番85―303号
債務者　土井　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７００号
札幌市西区宮の沢３条５丁目11番14―202号
債務者　宮本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３０号
札幌市北区麻生町６丁目３番18―107号
債務者　三浦　克彦
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４２号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番25―107号
債務者　久保　篤子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０３号
札幌市東区北20条東８丁目４番３号　アベニューレジデンス２―102号
債務者　高丸　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２３号
札幌市東区北32条東10丁目１番32号　大西アパート７号
債務者　本間　紀幸
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２８号
札幌市東区北23条東６丁目４番18号　二三マンション２号
債務者　大塚　征勝
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２９号
札幌市中央区南12条西６丁目１番43号
債務者　末木　繁久
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部